

佐賀県告示第 239 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、平成 27 年 5 月 23 日から施行する。

平成 27 年 5 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (4 - クロロ - 2 , 5 - ジメトキシフェニル) - N - (3 , 4 , 5 トリメトキシベンジル) エタンアミン (通称名 : 30C - NBOMe) 及びその塩類
- (2) 化学名 2 - (4 - エチル - 2 , 5 - ジメトキシフェニル) - N - (2 - メトキシベンジル) エタンアミン (通称名 : 25E - NBOMe) 及びその塩類
- (3) 化学名 3 - [2 - (2 - メトキシベンジルアミノ) エチル] キナゾリン - 2 , 4 (1 H , 3 H) - ジオン (通称名 : RH - 34) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため